鹿児島女子短期大学と屋久島高等学校との包括的な連携協力に関する協定書

鹿児島女子短期大学（以下「大学」という。）と、屋久島高等学校（以下「高校」という。）は、相互の連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第1条　この協定は、大学と高校が、包括的な連携のもと、相互の資源や機能等を活用しながら教育・研究の分野で協力することにより、学校教育の振興、地域社会の発展及び人材教育の強化に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）
第2条　大学と高校は、次の事項について連携・協力を行うものとする。
(1)　教育・研究に関すること
(2)　授業、実習等における高大連携の推進に関すること
(3)　教育の情報交換および交流に関すること
(4)　地域社会への貢献に関すること
(5)　その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

（協議）
第3条　大学と高校は、前条各号に掲げる連携協力に関する事業を円滑に推進するため、当該事業を担当する部署において協議を行うこととする。

（経費）
第4条　この協定に基づく連携協力に要する経費の負担については、事業ごとに大学と高校が協議して定めるものとする。

（有効期間）
第5条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して3年間とする。ただし、有効期間満了の3か月前までにいずれからも申出がない場合には、更に3年間更新し、その後も同様とする。

（守秘義務）
第6条　大学及び高校は、この協定に基づき知り得た秘密事項について、第三者に対し開示または漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（その他）
第7条　この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、大学と高校が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、大学と高校が署名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

令和8年　11月　9日

学校法人志學館学園
鹿児島女子短期大学
学長　田頭吉一

鹿児島県立屋久島高等学校
校長　池　俊人